

第六回

倉廩を開きて義実二郡を賑す
君命を奉りて孝吉三賊を誅す

却説滝田の軍民等は、まづ鈍平等を撃んとて、二の城戸吹し、と詰寄せて、関を咄と揚しかば、思ひがけなく堀の内より、鎗の穂頭に串きたる、生頸を高く揚、衆人われを何とがする。われはや非を悔、逆を去、志を奇手にかよはし、逆賊定包を誅伐せり。誘もろ共に城を開きて、里見殿を迎入れずや。同士撃すな」と呼らして、城戸を颯と推ひらかせ、岩熊鈍平、妻立戸五郎、鎧戦袍華やかに、軍兵夥前後に立して、兩人床几に尻を掛、軍團把てさし招けば、軍民等は呆れ惑ひて、件の頸を向上るに、こは紛らぶうもあらぬ、定包が首級なり。原来、鈍平戸五郎等、脱るべき途なきを知りて、はや定包を撃たるならん。憎し、と思へど今更に、同士撃するによしなれば、已ことを得ずその今に隨ひ、城樓に降参の幡を建て、正門を推ひらぎ、鈍平戸五郎等を先に立して、馳て奇手を迎れば、里見の先鋒金碗八郎、緯の仔細をうち聞て、定包が首級を受とり、軍法なれば鈍平等が、腰刀さへ取おかして、大將に報知奉れば、義実は諸軍を進めて、はやその処へ近づき給へば、鈍平等は阿容々々と、沙石に頭を掘埋めて、これを迎奉り、城兵等は二行して、いゝめて、僉万歳と唱けり。

且して後陣なる、貞行も來にければ、前駆後従の隊伍を整へ、大將徐に城に入て、隠なく巡歴し給へば、神餘がめまぞかりし時より、只管驕奢に耽りしかば、奇麗壯觀玉を敷、金を延すといふことなし。加以、定包又民を絞て、飽まで貪貯たる、米穀財宝倉廩に充て、浦公が阿房に入りしとき、幕下が泰衡を討し日も、かくやとおもふばかり也。さりけれども義実は、一毫も犯すことなく、倉廩をひらきて両郡なる、百姓等に頒與給へば、貞行等これを諫て、「定包謀伏したれども、なほ平館々山には、麻呂安西の強敵あり。幸にこの城を獲て、軍用乏しからずなりしを、一毫も貯給はず、百姓はびに賜する、賢慮しや〜こころ得かたし」と肩つは擧げてまつにぞ、義実聞てうち點頭、「しか思ふは眼前の、理に似たれども、民はこれ國の基なり。長狭平郡の百姓等、年來悪政に苦みて、今逆を去、順に帰せしは、飢寒を脱ん為ならずや。然るをわれ又貪りて、彼窮民を賑すは、そは定包等に異ならず。倉廩に餘粟ありとも、民みな叛きはなれなむ、孰とにも城を守り、孰とにも敵を禦む。民はこれ國の基也。民の言るはわが言む也。徳政空しからざりせば、事あるときに軍用は、求すも集るべし。惜むことかは」と宣へば、貞行等は更にいはす、感涙坐に禁かねて、おんまへを退出けり。

却説次の日義実は、正廳に出まして、首実檢ことをはり、降人鈍平戸五郎等を召よせし、主を

撃たることの趣、金碗八郎して問し給へば、兩人齊まつやう、「定包は主を仆し、土地を奪る逆賊なれども、某等討ことかなはず、假にその手に属たるは、竊に時運をまちし故也。しかればきのふ賢君の、御教書を給はりて、架を去湯に帰く見參の牽出物に、彼首級を贖したり」とほりかに陳すれば、金碗八郎冷笑ひ、「辭巧にまつせども、それは甚しき虚言なり。抑汝等兩人は、定包が悪を佐て、州民を虐たる、綽既に隠れなし。さるにより軍民等、まつ汝等を撃んとて、その徒を聚る程に、汝等是を傳聞て、身の咎を脱ん為に、さて定包を撃しならずや。孝吉仰を兼りて、城中の民に問、その趣をはやしれり。かゝりけれども陳するや」といはれて兩人驚とせし、中に鈍平眼を睜り、「そは戸五郎が事なるべし。渠は總角の比よりして、定包に仕しかば第一の出頭也。しかるに戸五郎しのびくんに、美女玉梓に思ひを運く、密事を果ん為のみ。某に荷擔して、初大刀を撃て候ひし。某底意を猜せしかば、身の潔白を明んとて、彼玉梓を生拘らせ、押籠置て候へば、召せ給はゞ分明ならん。これらによりて此彼の、清濁を察し給へ」といはせもあへず戸五郎は、睨かへして声をふり立、「八郎ぬし、此奴が辭を、実事とな聞給ひそ。某いかで玉梓に、情ありて主を撃、おん躬方をつかまつらん。鈍平は當初、神餘が馬の口附也。落羽が岡の狩倉に、定包に相譚れて、主の乗馬に毒を餌ひ、光弘ぬしを亡ひつ。定包二郡を奪ふに及びて第一の出頭なれば、民の怨も大かたならず。その咎を脱ん為に、二代の主を撃たるなり。欺れ給ふな」と苦き隨に非をあげて、人を陥しつ、罪をます、争ひ果しなかりしかば、八郎「呵々」とうち笑ひ、「問にはおちで語るに落る、汝等が奸悪は、生をかえ、世をかゆるとも、頸を續べきよなきもの也。定包逆賊也といふ共、戸五郎はその家臣として、脱るゝ途のなきまんに、これを撃こと人にあらず。鈍平は又當初、定包が為に主を傷ひ、その蔭に立ながら、綽通て亦これを撃。悪逆こくに極れり。吾君民の父母として、仁慈を旨とし給ふ共、もし汝等を救し給はゞ、賞罰遂に行れず、忠孝ながく廢れなん。今汝等がまつすを待す、隱匿露顕したれども、その口づからいはせんとて、法場に牽出せり。罪籍既に定りぬ。律に于て赦しがたし。彼縛よ」と喚れば、雑兵等走りかゝりて、鈍平戸五郎を撲地と蹴倒し、押て索を懸しかば、件の二人は劇騒きて、屠処の羊と恨みつ賠話つ、只諄々とかき口説は、金碗怒れる声を激し、「汝に出て汝に返る、悪逆の天罰は、八劔の刑たるべし。とくく」といそがせは、雑兵等はつけ給はり、立じと悶搔罪人を、外面へ牽もてゆき、時を移さずその頸ふたつを、緑竹の苜に貫き、実檢に備る程に、金碗ふたゝび令を傳て「彼玉梓を牽け」といふ。

無慙なるかな玉梓は、姿の花も心から、夜半の嵐に吹萎れ、天羅脱れず縛の、索に牽るゝ姫瓜

や、何となる子の首に騒ぐ。雀色時ならねども、見るめは暗き孫願、推すえられつ、豫て知る、孝吉に愧ひて、霎時も頭を擡得ず。金碗は「面をおひよ」と呼かけて小膝をすゝめ、「玉梓汝は前國主の、側室也とはしらするものな。籠に誇りて主君を蕩し、政道にさへ手をかけて、忠臣を傷賊たる、その罪これひとつ也。身は只綾羅に纏はして、玉を炊き桂を焼、富貴歡樂極りなけれど、なほ嘸らで、定包と密通せり。その罪これニツ也。これらは人の告るを待す、孝吉がしることなん。かくて山下定包が逆謀既に綻成て、両郡を奪ひし日より、汝はその婦妻となりて、愧る色なく、憚ることなく、城陥るまで得死ざりしは、造悪の業報なり。生ては縲紲に繋れ、死しては祀らざる鬼とならん。天罰國罰思ひするぞ」と声高やかに叱すれば、玉梓やうやく頭を擡「いはいはるゝ所ゝころ得がたし。女はよろしおはへへくへて、三界に家なきもの、夫の家を家とすなれば、百年の苦も楽も、他人によるといはずや。況てわらはは先君の正室には侍らす。光弘なくなら給ひては、よるべなき身を生憎に、山下めしと思れて、深窓に冊れ、再覆の夢を結びあへず、囚れとなりし事、過世の因果にあらんすらん。又給事のはじめより、私にまつりてさて、忠臣を傷たる。山下めしに情由ありし、

【挿絵】「賞罰を締にして義勇玉梓等を誅戮す」「玉つさ」「定かねが首級」「戸五郎が首級」「どん平が首級」

といふは傍の妬媚にて、実あるべき事には侍らす。譬は神餘の老黨若黨、禄高く職重きも、大かたならず、「君に仕て、露ばかりも、恥とせず、おん身が如きは、赦に、主君を凌ぎて逐電し、更に里見に隨て、滝田の城を落し給へど、兎の毛ばかりも先君のおん為にはなるよしなし。しかれば各榮利の為に、彼に仕、これに従ふ。男子すらかくの如し。女子のうへには筑摩の鍋を、かさぬるも世におほかり。然るを何ぞや玉梓ひとり、なき事さへに罪をおはして、飽まで憎ませ給はする、いと羨がたき誣言や」と眼尻かへして怨すれば、八郎席を撲地と鼓、「そは過言なり。舌長し。既に汝が奸曲は、推量の説ならず。十目の視る所、十指の指す所也。しかるをなほ兼伏せず、みづから許して諭を引、外面如菩薩、内心夜叉、顔と心はうづうへなる、汝は錦の囊に包る、毒石に異ならず。さる運しき女子ならずは、いかでか城を傾へべき。しらすや酷六鈍平等は、神餘譜代の老黨なれども、利の為に義を忘れ、逆に随ひ悪をませし、冥罰遂に脱れず、皆八劍にせられたり。又孝吉はこれと異なり。灰を呑、漆して、姿を変て故君の仇を、狙撃なと思ふのみ。単身にしてその事得遂ず、五指のかはるへに弾たより、「一拳にますことなければ、里見の君に隨從して、袒肩の躬方を集め、今定包を族滅して、志を致したり。かくてもわがなす所、兎の毛ばかりも

先君に、益あることなしといふや。豚を抱きて臭きを忘るゝ、婦女子の愚癡とはいふ物から、みつから許してなかゝに、人を咎るはいかにぞや。賞期せよ」と敦園は、玉梓道理に責られて、思はずも嘆息し、「寔に妾罪ありなん。しかりとも、里言殿は仁君也。東條にてま、こゝにてても、賞を重くし罰を軽くし、敵城の士卒といふとも、参るものは殺し給はず、用ひ給ふと聞侍り。よしやその罪あらはあれ、婦女子は物の数にも侍らじ。願ふはわらはを救させ給ひて、故郷へ還し給はらば、こよなかるべき幸ならん。男女と差かはれども、むかしは共に神餘の家、仕給ひし八郎ぬし。舊好はかゝる時、執なしして給ひね」と荒然と咲つゝ向上たる、顔はさながら海棠の、雨を帯たる風情にて、匂ひこぼるゝ黒髪は、肩に掛るも妖嬈に、春柳の糸垂て、人を招くに彷彿たり。義実は上座に、近田野侍らして、この件の裁断を、うち聞てをさせしが、玉なすこゝとき玉梓が、さばかりの疵ありぬとも、非を悔て助命を乞ふ、これも亦不便也。救さばや、とおほせしかば「幸吉々々」と間近く召させて、「玉梓その罪輕きにあらねど、女子なれば助るとも、賞罰の方立てるにはあらじ。この旨々しく計入かし」と叮嚀に仰れば、金碗八郎貌を更め、「御話では候へども、定包に垂く逆賊は、件の淫婦玉梓也。渠は夥の忠臣を、追失ひたるのみならず、光弘の落命も、玉梓をさゝ傍に在て、定包と心を合せ、竊に計るにあらざりせば、緯

【挿絵】「氏元勇を奮て麻呂信時を撃」「牧倉氏元」「麻呂信時」

一朝になるへうも候はず。これらのよしを察し給はで、賊婦を救し給ひなば、君も又その色に愛て、依佑のおん沙汰ありなると、人の批評は味からん。されば姉は朝歌に殺され、大真は馬塊に縊る。これらは傾國の美女なるのみ、玉梓が類にあらず。さりとても國乱れ、その城敗るゝ日に至ては、遂に斧鉞を脱れず。救し給ふことかは」と辭儼しく諫れば、義実しばゝうち點頭、「われあやまちぬ、悞ぬ。とく牽出して、首を刎よ」と声ぶり立て仰すれば、玉梓これを聞あへず、花の顔朱を沃ぎ、瓠核のごとき齒を切て、主従を估とにらまへ、「恕しきかな金碗八郎、救んといふ生命を、拒て吾儕を斬ならば、汝も又遠からず、刃の錆となるのみならず、その家ながく断絶せん。又義実もいふがひなし、救せといひし、舌も得引ず、孝吉に説破られて、人の命を弄ぶ。聞しには似ぬ愚將也。殺さば殺せ。児孫まで、畜生道に導きて、この世からなる煩惱の、犬となさん」と罵れば、「物ないはせそ、牽立よ」と金碗が令を受、雑兵四五人立かゝりて、罵り狂ぶ玉梓を、外面へ牽出し、懸て首を刎たりける。

かゝりし程に八郎は、更に仰を養りて、賊主定包玉梓等、鈍平戸五郎が頭もろ共に、滝田の城下に殺梟たり。現積悪の報ふ所、斯あるべきことながら、今更にめざましとて、観るもの日毎に堵

如し。

さる程に、その暁かたに、牧倉木曾介氏元が使者として、碓崎十郎輝武といふもの、汗馬に鞭を鳴らしつゝ、東條よりはせ参りて、氏元が撃取たる、麻呂小五郎信時が首級を献り、合戦の為体を巨細に聞えあげたりける。その図はこゝに、載るといへども、事ながければ巻をかへて、第七條のはじめにとかん。又玉梓が悪念は、良將義士に憑ることかなはず、その子その子に貧縁で、一旦不思議のいで来る事、その禍は後竟に、福の端となる、この段までは廻なり。閱者彼賊婦が怨言にこゝろをとめて見なし給ひぬ。

南総里見八犬伝巻之三終